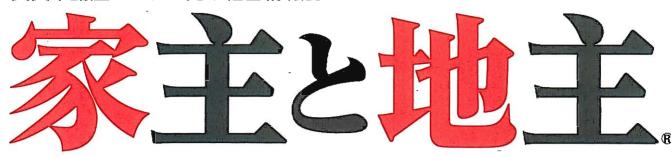
賃貸住宅バラ売りの挑戦

-向け経営情報誌

平成4年8月10日第3種郵便物認可 平成29年1月1日発行



2017

Vol.76







つながる

テナント会社再編と賃借権無断譲渡について



テナントの会社の役員や株主の無 断での変更についてビルオーナー 二代目のQ社長と友人の弁磁士A

氏が対話しました。 でなされた賃借権の譲渡も同然な 質的に質借権の譲渡と変わらない そうした場合、 んじゃないか。 により成り立つものと考えれば、 いるともいえる。 ると実質的にテナントが変動して

がありそうね。 生の口ぶりからすると、 気がするんだけど、 そうそう。 私もそんな 何か問題 生

当然にはテナントが株主や役員が変わっても

ので、

B社に対する契約の解除事

そうすると、

無断

貸主にとっては実

由になりそうだよね。

変わったとはならない

(笑)。 いると、 に付けるようになってきてますね Q社長も鋭い観察力を身 月こうした問答をして おし わかりますか。

高裁の判例 はい なんですか。 はい。 確かに、 それでどう (平成8年 最

明したんですって。そうした場 員も全員交代したという事実が判

契約上はどうなるのかな。

そ

ナーさんにとっては、テナ

みの全株式を第三者に移転し、

役

質貸していたところ、B社は、 う同族会社にピルのワンフロアを

オーナーが、 知り合いの貸しビ

一日社とい

・ナーさんに無断で、発行済ていたところ、B社は、貸

10月14日判決)は、こうした事例で の契約の解除については、 賃借権の無断譲渡と同旨して 否定的

わけよね。

確かに、

株主が10

セント変わり、

全

ントはまるっきり違う中身になる

譲渡されたものとは言えない。 でも同じであって、賃借権が他に このことは小規模で閉鎖的な会社 本構成(株主など)や役員が代わっ だね。つまり、テナント会社の資 ても法人の同一性は変わらない。

貸主と借主との信頼関係

そして、

質貨借

そうす

る限り、 法人格は変わらない。 ナントの法人格というものを考え 形骸化している場合は別だが、 ての活動の実体がなく、 この点は、テナントに会社とし 株主や役員が代わっても 法人格が テ

べばよい。最高裁は、そうした判契約を解除できるという特約を結 は認められないことになるね。 のような特約がない限り契約解除 併権の無断譲渡とはならず、 断を示しています。なので、 要するものとし、

承諾なきときは ナントが株主や役員の変更等をす るときは、 質貸人の対抗手段としては、 ーさんのケースの場合、 事前に賃貸人の承諾を 煎記 その 賃

と考えてよいわけね。

認められるかが問題 賃借人への背信行為 門行為と

がなければ、 なるほど、 は、テナント別段の特約

の法人格は変わっていない

テ は、無段ですると契約解除できる、 全株の移転、全役員の変更の場合 り合いのオーナーさんのように、 約を結んでおく。そうしたら、 然に契約を解除できる、とする特 るものとし、承諾がないときは当 するときは、賃貸人の承諾を要す ントの会社で株主や役員の変更を 理できているわけね。 質情権がテナントから他に譲渡さ れたとは言えない、 つまり、賃貸借契約書に、テナ 特約があればいいわけね。 その判例が示唆しているよう と いう形式論

知

るに足りない特段の事情であれ あって賃貸人への背信行為と認め 違反と言えても、賭般の事情が株主や役員の変更がなされて契約 されているんだ。 解除はできないと判例上理解 含えない ż ۱ ۸ そう当然には ね。無断での

なんですか? は? …というと、 どういうかんじ 具体的に

脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の 判決のケースでは、 められていた。 約に特約条項があった。 ます 貸主は契約解除できる旨定 後の下級審判例だけ先ほどの最高裁判例の 東京地裁平成18年5月 役員変更等による 建物質貸借契 特約で

は 交代したという事例だ。 株式を第三者に譲渡し、取締役も 歩料理店経営の会社だったが、 質貸借では質料の支払いの確実性 譲渡に当たるとしているのではな 状況や将来の支払いの確実性につ ところ、 無断の質借権の譲渡が当たると定 ている。 状況も従前同様中華料理店を営業 と建物の使用の態様が重視される めているにすぎないとし、 から解除は認められないと判断し の賃借権の譲渡とはいえない、 いないなどとして、脱法的な無断 しているので格別変動を生じては どころが、 こうした手段による脱法的な 役員変更等が直ちに質借権のこうした特約条項は、株式譲 こうした特約条項は、 本件では、 テナント会社は、 建物の使用の 資料の支払い 判決で 建物の 全 中

> れで? Que フだっへり、中 ~、中華料理店はセ

たんですね。

そ

の変更、 を無断で行うと質借権の無断譲渡だから、テナントの代表者の変更みなす」といった条項があった。 とみなされることになる。 体の実質的変更は貸借権の譲渡と テナントの「代表者等役員 といった条項があった。 株式譲渡等による経営主 建物の賃貸借契約上の特 成23年5月24日判決 それから、 ô

決では、 定 取締役にあったから、建物の使用の最終決定権は、賃貸当初の代表は変更したが賃借建物の使用収益 としつつ、 に変化をもたらしうるからである者の変更が物件の使用収益の態様 賃借権の譲渡とみなすのは、 取締役が2度変更になったが、 収益について賃貸人の地位が不安 ない旨判断した。 本件では、 不利益になったとは認められ 特約が、代表者の変更を 本件では、 テナント会社の代表 代表取締役 代表 判

契約を解除するに足りるような重 除を否定して 大な債務不履行ではないとして解 そこで、 特約には違反しても、 いる。

要素の変動に注目テナントの人的・物的

貸物件の使用収益などは変わって 違反するけれども、 る場合の判例をみると、 裁判決の後の特約があ 裁判所は実質で判断し そう。このように最高 ているということね。 実質的に、 特約には 賃

に違反しているとして解除を認め た判例はあるの? ð, なるほど。それじゃ 逆に実質的に特約

5月20日判決だ。 分割によりできたY2会社に承継 ントY1会社が、その事業を会社 こしいけれど、 めている。 だとして、 でやれば信頼関係を破壊するもの合と変わらないし、賃貸人に無断 あって賃借権が他に譲渡された場 の大幅な変動という事態であれわってくるという人的、物的要素 仕方や建物の利用の仕方なども変 わるのみならず、実質的に経営の 賃貸人にとって重大関心事で こういう判例がある よ。東京地裁平成22年 本件は、 賃貸借契約の解除を認 建物賃貸借のテナ 役員や株主が代 ちょっとやや

> ど人的物的変更によって実質的に テナント を認めている。 変動しており、実質的に賃借権の ナントの人的、 事実関係があった。そこでは、テ 金のため第三者に譲渡したなどの 会社分割により得た株式を事業資 をして経営を刷新し、Y1会社も、 Y2会社は、新たな取締役の選任 させた。そして、事業を承継した かだよね。 どが変わってくると認めるかどう 経営の仕方や建物の利用の仕方な 譲渡と変わらないとして契約解除 会社において会社分割な なるほど、 物的要素が大幅に まあ、 今日もいろ 裁判所が、

おらず質貸人に不利益はないとし

解除を否定している。

いろとよい勉強になり

ました。



東京大学法学部卒業。昭和62年第一東京弁護士会 に弁護士登録。飯沼総合法律事務所パートナー。 主たる業務分野は不動産取引関係の法務、企業法 務、相続・過售の法務、著作権・知的所有権の法務

包括名

飯沼総合法律事務所 (東京都中央区)

児玉 醸